

平成 30 年 8 月 10 日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成30年 8月10日(金)、午前9時30分 久留米市農業委員会総会を久留米商工会館 5階 会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案とおりでである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	飯田三津雄 委員
2番	池田 清茂 委員
3番	池田 龍子 委員
4番	石井 孝雄 委員
5番	稲富 克紀 委員
6番	上村 孝二 委員
7番	内田 洋一 委員
9番	笠 幸夫 委員
10番	古賀 誠一 委員
11番	古賀 喜治 委員
12番	坂井 康孝 委員
13番	平 壯一 委員
14番	田 中 文 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富松 隆晴 委員
19番	日比生和雄 委員
20番	深川 嘉穂 委員
21番	松延 洋一 委員
22番	馬渡恵美子 委員
23番	森崎 康洋 委員
24番	諸藤 澄夫 委員

欠席委員は次のとおりである。

緒方 義範 委員

事務局の出席者は10名である。

事務局 8月総会の開催にあたりまして報告いたします。
本日は、現員数23名中、22名の出席がっておりますので、
農業委員会等に関する法律 第27条 第3項の規定により、総会は成立をしております。
それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長 8月委員会総会をただいまから、開始させていただきます。よろしく願いいたします。
それでは、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いします。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転、賃借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。
所有権移転、東部地域 1番から3ページ13番までの13件です。
3ページをお願いいたします。
西部地域 14番から4ページ17番までの4件です。
4ページをお願いいたします。
賃借権設定、西部地域 18番1件です。
なお、1ページ審議番号1番及び2番については、自作地の相互交換による関連案件となっております。また、2ページ審議番号10番及び11番につきましても、自作地の相互交換による関連案件となっております。
つづきまして、3ページ審議番号15番については、報告第4号1番との関連案件となります。
最後に4ページ審議番号18番については下限面積を満たしておりませんが、農地法施行令第2条第3項第1号において、権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものと認められる場合は例外とするとされております。今回の申請はハウスでの苺の栽培ということであり集約的に行われ、少ない面積から大きな収益を上げる場合に該当するものとして下限面積の例外規定を適用しております。
以上、1番から18番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行ってりましたが、不許可相当に該当しない申請であり審査基準に適合していることを報告いたします。
以上、説明を終わらせていただきます。

議長 はい、いま事務局からの説明が終わりました。本議案の審議番号18番は新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について担当委員より報告をお願いいたします。それでは、報告をお願いいたします。

担当委員 審議番号 18 番の新規就農の件につきまして、7 月 27 日に農業委員と担当推進委員及び農業委員会三潞事務所職員において、ヒアリングを実施しましたので、報告いたします。

申請人*****は現在三潞町高三潞に住んでおり、今回三潞町清松の農地を賃貸借にて借り受け農業を始める予定です。営農計画はハウス栽培にて苺を作られるとのことです。農業経験は 1 年間、地元の苺農家の下で研修を受けられています。就農後の相談相手については研修先の農家や新しく借りる農地の周辺の苺農家に相談することです。農機具につきましては、トラクター、軽トラックを所有しています。動力噴霧器、耕運機は現在、近隣農家から借りていますが、来年には購入予定とのことです。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、また市の認定新規就農者の認定も今後受けられることから、地域の農業の担い手としての活躍も見込まれるものと考えられます。また、8 月 1 日に行われました西部審査会においてもヒアリングの結果について報告を行い問題無いと判断されております。

以上審議番号 18 番について報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員 何歳の方でしょうか

事務局 21 歳です。

議長 他に質疑のある方はお願いいたします。

「無しの声」

議長 他に質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。「第 1 号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員の挙手により「第 1 号議案」は可決されました。つづきまして、「第 2 号議案 農地転用計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 5 ページをお願いいたします。

「第 2 号議案 農地転用計画変更承認申請について」、農地転用計画変更承認申請書が提出されましたので付議いたします。

東部地域 1 番 1 件です。

審議番号 1 番 申請地 草野町吉木 畑 2 筆計 507 m²、申請理由 計画内容を変更するものです。変更内容 農業用倉庫及び露天駐車場の配置を変更するものです。こちらにつきましては、平成 29 年 12 月 11 日付けで敷地拡張(農家住宅)として 4 条許可がなされていたものです。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
「第 2 号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。全員の挙手により「第 2 号議案」は可決されました。
つづきまして、「第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 6 ページをお願いいたします。
「第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1 番 1 件です。

審議番号 1 番 申請地 山本町豊田 田 2 筆計 2,222 m²、申請理由 申請地に盛土を行い畑として利用するもの、農地改良行為です。農地区分は農用地ですが一時的な利用に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

西部地域 2 番 1 件です。

審議番号 2 番 申請地 三潞町玉満 田 50 m²、申請理由 申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。農地区分は第 1 種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

なお、審議番号 1 番については、県農業会議への意見聴取案件です。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

委 員 はい、それでは東部審査会からまいります。
審議番号 1 番でございます。地図 2 番でございます。
転用目的は、農地改良行為に伴う一時転用でございますが、すでに土を入れておりましたので始末書付きの申請となっております。
申請地は、山本小学校から西へ約 370 メートル、久留米リハビリテーション病院から北東へ約 280 メートルのところでございます。
農地区分につきましては、農用地区域内にある農地でございますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。
雨水排水につきましては、自然流下により道路側溝へ排水します。
汚水・生活雑排水につきましては、発生をいたしません。
被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。
この申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類確認をいたしております。
以上、担当地区の農業委員及び推進委員の現地調査を踏まえ、書類審査を行いました
が、問題ないものと判断をいたしましたところですので、ご審議よろしくをお願いいたします。

委 員 つづきまして、西部審査会より審議番 2 番について説明いたします。地図ナンバーは 3 番です。
転用目的は、自己用住宅の敷地として拡張するものですが、すでに住宅の敷地として使用されておりましたので、始末書付きの申請となっております。
申請地は、久留米市みづま総合体育館から東へ約 530 メートル、西鉄三潯駅から南東へ約 640 メートルのところに位置します。
農地区分については、10 ヘクタール以上の広がりがある農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。
雨水排水につきましては、自然流下により南側の道路側溝へ放流されます。
汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して北側の水路へ放流されます。
被害防除につきましては、既存のブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。
この申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。
以上、担当地区の農業委員及び推進委員の現地調査を踏まえ、書類審査を行いました
が、問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方はお願いいたします

「無しの声」

議 長 はい、質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
「第3号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。全員挙手により「第3号議案」は可決されました。
また、審議番号1番は許可相当として県農業会議へ意見聴取いたします。
つづきまして、「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と
いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 7ページをお願いします。
「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が
提出されたので付議いたします。

東部地域 1番から9ページ7番までの7件です。

審議番号1番 申請地 山本町豊田 畑 345 m²、申請理由 申請地を取得し自己用住宅を建築するものです。

審議番号2番 申請地 田主丸町竹野 畑 606 m²、申請理由 申請地を取得し貸露天駐車場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

審議番号3番 申請地 田主丸町常盤 畑 394 m²、申請理由 申請地を譲り受けて自己用住宅を建築するものです。

8ページをお願いいたします。

審議番号4番 申請地 田主丸町豊城 田 6筆計 3,010.26 m²、申請理由 申請地を取得し看護小規模多機能型居宅介護施設を建築するものです。農地区分は第3種農地、第1種農地が混在しておりますが、第1種農地につきましては、公益性が高いと認められる事業として不許可の例外規定を適用しております。

審議番号5番 申請地 田主丸町益生田 田 6筆計 6,424 m²、申請理由 申請地を取得し建売住宅24戸を建築するものです。

9ページをお願いいたします。

審議番号6番 申請地 北野町鳥巢 畑 508 m²、申請理由 申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

審議番号7番 申請地 北野町中川 畑 377 m²、申請理由 申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する

施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

西部地域 8 番から 10 ページ 13 番までの 6 件です。

審議番号 8 番 申請地 高良内町 畑 300 m²、申請理由 申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。

審議番号 9 番 申請地 荒木町白口 田 1,399 m²、申請理由 申請地を取得し露天駐車場として利用するものです。

審議番号 10 番 申請地 大善寺町夜明 田 216 m²、申請理由 申請地を取得し自己用住宅を建築するものです。

10 ページをお願いいたします。

審議番号 11 番 申請地 城島町上青木 田 2 筆計 704 m²、申請理由 申請地を借り受けて整骨院及び自己用住宅を建築するものです。農地区分は第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

審議番号 12 番 申請地 三瀨町玉満 田 2 筆計 352.3 m²、申請理由 申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。農地区分は第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

審議番号 13 番 申請地 三瀨町早津崎 田 175 m²、申請理由 申請地を取得し自己用住宅を建築するものです。農地区分は第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

なお、8 ページ審議番号 4 番及び 5 番につきましては、県農業会議への意見聴取案件でございます。

以上、説明を終わります。

議 長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

委 員 はい、それでは東部地域からまいります。

審議番号 1 番でございます。地図 4 番でございます。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、久留米筑水高校から東へ約 800 メートル、たなか病院から南へ約 540 メートルのところですが、

農地区分は、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、500 メートル以内に 2 つの病院がある農地でありますので第 3 種農地に該当します。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜め枿を経由して西側水路へ放流されます。汚水・生活雑排水については、北側の道路に埋設されております市の下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設しまして土砂の流出を防ぐ計画でございます。

つぎにまいります。審議番号 2 番、地図 5 番でございます。

転用目的は、貸露天駐車場でございます。

申請地は、竹野小学校から東へ約 360 メートル、川会小学校から南へ約 2.3 キロメートルのところでございます。

農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがある区域にある農地ですので、第 1 種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下、汚水・生活雑排水につきましては、発生をいたしません。

被害防除につきましては、隣接地の既存の石積みにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎ、審議番号 3 番にまいります。地図 6 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、水分小学校から南東へ約 90 メートル、田主丸小学校から北西へ約 330 メートルのところでは、

農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第 3 種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、新設する溜め枡を経由して東側道路の側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設されています市の下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、既存のブロックを利用して土砂の流出を防ぐ計画です。

つぎ、審議番号 4 番にまいります。地図は 7 番です。

転用目的は、看護小規模多機能型居宅介護施設を建築するものです。

申請地は、田主丸中学校から北西へ約 320 メートル、JR 田主丸駅から北へ 1.4 キロメートルのところでは、

農地区分については、本件は 6 筆の農地が申請地となっております。北側の道路に接している 1 筆の農地は、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、500 メートル以内に小学校と中学校がありますので第 3 種農地に該当します。残りの 5 筆の農地は 10 ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が、土地収用法により土地を収用し又は、使用することができる事業でありますので、不許可の例外規定であります公益性が高いと認められる事業に該当するものと判断いたしております。

雨水排水につきましては、溜め枡を経由して東側の水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設されている市の下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設しまして土砂の流出を防ぐ計画でございます。

つぎ、審議番号 5 番でございます。地図は 8 番です。

転用目的は、建売住宅 24 戸を建築するものです。

申請地は、JR 田主丸駅から南へ約 880 メートル、水縄小学校から西へ約 1 キロメートルのところに位置しております。

農地区分は、JR 田主丸駅からおおむね 1 キロメートル以内、宅地化率 41 パーセントの農地でありますので、第 2 種農地と判断いたしております。

雨水排水につきましては、新設する道路側溝を経由して西側及び東側の水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水は、西側の道路に埋設されています市の下水道管へ接続をいたします。被害防除につきましては、L 型擁壁及びコンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画です。

つぎに、審議番号 6 番です。地図は 9 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、弓削小学校から東へ約 800 メートル、西鉄北野駅から南へ約 1.4 キロメートルのところに位置しています。

農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがある区域にある農地ですので、第 1 種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して南側の側溝へ放流します。

汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設されています市の下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

つぎに、審議番号 7 番でございます。地図は 10 番でございます。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請地は、神代病院から東へ約 220 メートル、金島小学校から北東へ約 840 メートルのところ です。

農地区分は 10 ヘクタール以上の農地の広がりがある区域にある農地ですので、第 1 種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、新設します溜め桝を経由して南側の道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水は、合併浄化槽を経由して南側の道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置いたしまして土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認いたしております。

以上 7 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地調査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断いたしましたところ。ご審議、よろしくお願

いたします。

委員 つづきまして、西部審査会より審議番号 8 番について説明いたします。地図ナンバーは 11 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、高牟礼中学校から南西へ約 750 メートル、斎場から北へ約 570 メートルのところに位置しています。

農地区分については、おおむね 10 ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜め枿を経由して東側の道路側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 9 番について説明いたします。地図ナンバーは 12 番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、筑邦市民センターから東へ約 440 メートル、JR 荒木駅から西へ約 820 メートルのところに位置します。

農地区分については、おおむね 10 ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、溜め枿を経由して東側の水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 10 番について説明いたします。地図ナンバーは 13 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、大善寺小学校から南西へ約 340 メートル、西鉄大善寺駅から西へ 770 メートルのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500 メートル以内に小学校と保育園がある農地でありますので、第 3 種農地に該当します。

雨水排水につきましては、溜め枿を経由して東側の道路側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 11 番について説明いたします。地図ナンバーは 14 番です。

転用目的は、整骨院兼自己用住宅を建築するものです。

申請地は、青木小学校から東へ約 370 メートル、青木保育園から南東へ約 240 メートルのところに位置します。

農地区分につきましては、10 ヘクタール以上の農地の広がりがある区域にある農地でありますので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して西側の水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して西側の水路へ放流されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 12 番について説明いたします。地図ナンバーは 15 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものですが、すでに一部造成をされておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、久留米市みづま総合体育館から東へ約 530 メートル、西鉄三潞駅から南東へ約 640 メートルのところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の農地の広がりがある区域にある農地でありますので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して南側の水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して北側の水路へ放流されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 13 番について説明いたします。地図ナンバーは 16 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです

申請地は、西鉄三潞駅から北へ約 950 メートル、西鉄大善寺駅から南へ約 750 メートルのところに位置します。

農地区分については、第3種要件・第2種要件に該当せず、特定土地改良事業の施工の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して東側の道路側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して東側の道路側溝へ放流されます。被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認いたしております。

以上 6 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
それでは、「第4号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。全員の挙手により「第4号議案」は可決されました。
また、審議番号4番、5番は許可相当として県農業会議へと意見聴取いたします。

つづきまして、「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、11ページをお願いいたします。

「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

第4区 1番1件です。

審議番号1番 申請人 城島町浮島 ＊＊＊＊＊ 経営面積 470,030 m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第18条 第3項 第2号に該当しており、＊＊＊＊の構成員である＊＊＊＊が農地を取得し、法人に貸し付けるものです。このことより、今回の登録につきましては、申請人個人の登録ではなく、＊＊＊＊の構成員としての登録となります。

つづきまして、第5区 2番、3番の2件です。

審議番号2番 申請人 城島町大依 ＊＊＊＊＊ 経営面積 33,471 m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

審議番号3番 申請人 三瀨町生岩 ＊＊＊＊＊ 経営面積 507,998 m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

なお、こちらの案件は、農業経営基盤強化促進法 第18条 第3項 第2号に該当しており、＊＊＊＊の構成員である＊＊＊＊が農地を取得し、法人に貸し付けるものです。このことより、今回の登録につきましては、申請人個人の登録ではなく、＊＊＊＊の構成員としての登録となります。

以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
「第5号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。全員の挙手により「第5号議案」は可決されました。
つづきまして、「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題と
いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案の12ページをお願いいたします。

「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促
進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので
付議いたします。

1. 所有権移転 14 件

2. 利用権設定(農地中間管理事業関係) 70 件

です。

13 ページをお願いいたします。

1. 所有権移転

第1区 1番から14ページ9番までの9件です。

審議番号1番 所在地 荒木町荒木 田 4,281 m²、推進機構からの買い入れです。

審議番号2番 所在地 善導寺町木塚 田 2,447 m²、推進機構への売り渡しです。

審議番号3番 所在地 善導寺町与田 田 3 筆、山本町耳納 田 1 筆 4 筆計
2,037.03 m²、推進機構への売り渡しです。

審議番号4番 所在地 善導寺町与田 田 3 筆計 4,714 m²、推進機構への売り渡しで
す。

14 ページをお願いいたします。

審議番号5番 所在地 善導寺町与田 田 58 m²、推進機構への売り渡しです。

審議番号6番 所在地 善導寺町与田 田 437 m²、推進機構への売り渡しです。

審議番号7番 所在地 宮ノ陣二丁目 田 4 筆計 7,882 m²、推進機構からの買い入れ
です。

審議番号8番 所在地 宮ノ陣町若松 田 2 筆計 3,111 m²、推進機構への売り渡しで

す。

審議番号9番 所在地 安武町住吉 田 3筆計 5,813㎡、推進機構からの買い入れです。

15 ページをお願いいたします。

第3区 10番、11番の2件です。

審議番号 10番 所在地 北野町今山 田 1筆、北野町十郎丸 田 2筆の3筆計 10,753㎡、推進機構からの買い入れです。

審議番号 11番 所在地 北野町仁王丸 田 2筆計 2,586㎡、推進機構からの買い入れです。

第4区 12番から16ページ13番までの2件です。

審議番号 12番 所在地 城島町浮島 田 1,446㎡、推進機構への売り渡しです。

16 ページをお願いいたします。

審議番号 13番 所在地 城島町浮島 田 8筆計 11,990㎡、推進機構からの買い入れです。

第5区 14番 1件です。

審議番号 14番 所在地 三瀨町生岩 田 4筆計 4,671㎡、推進機構への売り渡しです。

17 ページをお願いいたします。

2. 利用権設定(農地中間管理事業関係)

こちらにつきましては、右下の総計のみ説明させていただきます。

総計 契約件数 70件、筆数 200筆、設定面積 318,274.57㎡

以上、所有権移転1番から14番まで及び利用権設定(農地中間管理事業関係)70件の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法 第18条 第3項の要件を満たしているものと判断しております。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 はい、質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
「第6号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。全員の挙手により「第6号議案」は可決されました。
よって、久留米市長あて通知いたします。

つづきまして、報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第4条 第1項 第7号の規定による届出の受理の専決について
報告第2号 農地法第5条 第1項 第6号の規定による届出の受理の専決について
報告第3号 農地法第18条 第6項の規定による通知について
報告第4号 農地法第3条の規定による許可の取消願について
で、ございます。事務局の説明を省略いたします。
議案につきましては、事前に送付しております。報告第1号から報告第4号につきましては、お目通しをしていただきたいと思います。これにて報告事項を終わります。

次にお諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件の、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思いません。
ご異議はありませんか。

「異議無しの声」

議長 はい、ご異議なし、と認めます。よって議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。
久留米市農業委員会議規則 第10条 第2項の規定により
2番 池田 清茂 委員、15番 田中 弥生 委員をお願いいたします。

以上を持ちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。